

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、記載のない資格の登録等については一切考慮しないものとする。

- （ア）弁護士の登録を受けていないFPが、顧客から離婚後の生活設計等について相談を受け、その顧客の代理人として相手方との離婚時の財産分与について協議を行い、報酬を受け取った。
- （イ）弁護士または司法書士の登録を受けていないFPが、相続財産である不動産の登記申請を代行した。
- （ウ）金融商品取引業の登録を受けていないFPが、資産運用を検討している顧客に対し、NISA（少額投資非課税制度）の仕組みを説明した。
- （エ）税理士の登録を受けていないFPが、参加費有料の相続対策セミナーで、仮定の事例に基づく一般的な解説を行い、講師料を受け取った。

問2

フィデューシャリー・デューティー（受託者責任）を遂行する軸として金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「本原則」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 本原則では、金融事業者は特に定義されておらず、顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることが期待されている。
2. 本原則では、金融事業者は顧客の資産状況、取引経験、知識等を把握し、当該顧客にふさわしい金融商品の販売、推奨等を行うべきとしている。
3. 本原則は、金融庁が原則のみを示し、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて自主的に方針の策定に取り組むように促すものである。
4. 本原則を採択する場合、金融事業者が策定した業務運営に関する方針は、一貫して継続する必要があるため、定期的な見直しは不要である。

問3

長谷川さんはRM投資信託を新規募集時に100万口購入し、特定口座（源泉徴収選択口座）で保有して収益分配金を受け取っている。下記<資料>に基づき、長谷川さんが保有するRM投資信託に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

[RM投資信託の商品概要（新規募集時）]

投資信託の分類：追加型投資信託／国内／株式

決算および収益分配：毎年10月9日（休業日の場合には翌営業日）

申込価格：1口当たり1円

申込単位：1万口以上1口単位

基準価額：当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示

購入時手数料（税込み）：購入金額1,000万円未満 購入金額に対し3.3%

購入金額1,000万円以上 購入金額に対し2.2%

運用管理費用（信託報酬）（税込み）：純資産総額に対し年1.650%

信託財産留保額：1万口につき解約請求日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

[長谷川さんが保有するRM投資信託の収益分配金受取時の運用状況（1万口当たり）]

収益分配前の個別元本：9,600円

収益分配前の基準価額：10,000円

収益分配金：1,000円

収益分配後の基準価額：9,000円

- ・ 長谷川さんが、RM投資信託を新規募集時に100万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は、（ア）である。
- ・ 収益分配時に、長谷川さんに支払われた収益分配金のうち600円（1万口当たり）は（イ）である。

1. （ア）33,000円 （イ）元本払戻金（特別分配金）
2. （ア）33,000円 （イ）普通分配金
3. （ア）49,500円 （イ）元本払戻金（特別分配金）
4. （ア）49,500円 （イ）普通分配金

問4

下記<資料>の債券を満期（償還）時まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位までの数値を解答すること。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料>

表面利率：年0.50%
購入価格：額面100円につき100.50円
償還価格：額面100円につき100.00円
残存期間：8年

問5

下記<資料>に基づく次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値を解答すること。

<資料>

株価	3,460円
1株当たり当期純利益	560円
1株当たり純資産	2,560円
1株当たり総資産	7,400円
1株当たり年間配当金	200円

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 配当性向は、（ア）%である。・ PBR（株価純資産倍率）は、（イ）倍である。 |
|---|

問6

露木さんが取引をしている国内の証券会社から送付された当年分の特定口座年間取引報告書（抜粋）が下記＜資料＞のとおりである場合、翌年に繰り越すことのできる上場株式等の譲渡損失の金額（上限）を計算しなさい。なお、露木さんはこの他に有価証券取引は行っておらず、前年以前から繰り越された上場株式等の譲渡損失はないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

（単位：円）

① 譲渡の対価の額 （収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額） （①－②）
3,500,000	5,300,000	***

	種類	配当等の額	源泉徴収税額 （所得税）	配当割額 （住民税）	特別分配金の額
特定 上場 株式 等 の 配 当 等	④ 株式、出資又は基金	200,000	30,630	10,000	
	⑤ 特定株式投資信託				
	⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 （⑤、⑦及び⑧以外）				
	⑦ オープン型証券投資信託	100,000	15,315	5,000	30,000
	⑧ 国外株式又は国外投資信託等				
	⑨ 合計（④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）	***	***	***	***
上 記 以 外 の も の	⑩ 公社債	10,000	1,531	500	
	⑪ 社債的受益権				
	⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 （⑬及び⑭以外）				
	⑬ オープン型証券投資信託				
	⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等				
	⑮ 合計（⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）	***	***	***	***

※問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

問7

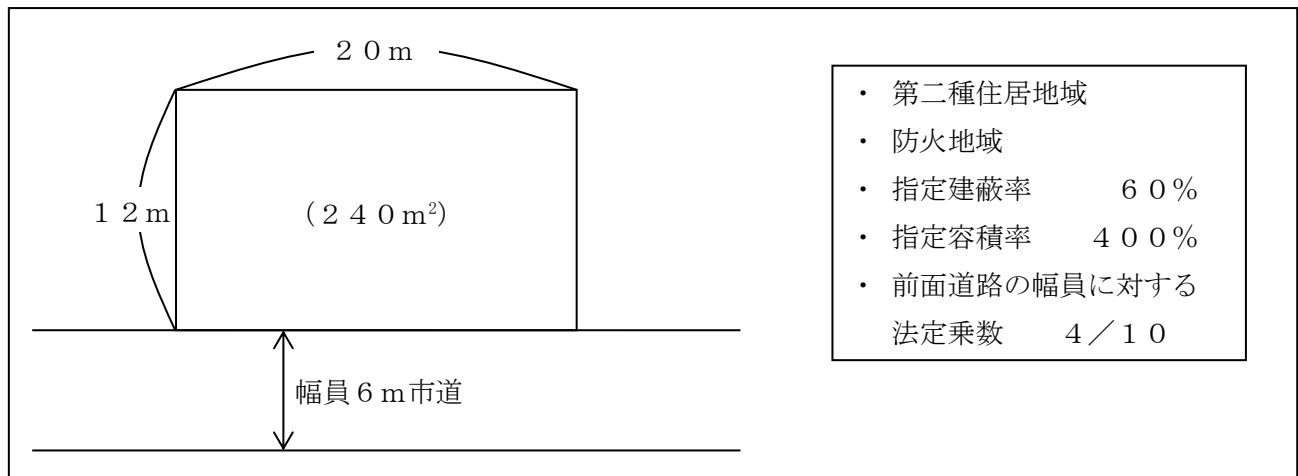
NISA（少額投資非課税制度）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。

- （ア）成長投資枠で定額積立投資をすることはできない。
- （イ）つみたて投資枠と成長投資枠で保有できる簿価ベースの残高金額には1,200万円の上限が設けられており、そのうち成長投資枠で保有できる金額の上限は600万円である。
- （ウ）つみたて投資枠では年120万円、成長投資枠では年240万円の非課税投資枠があるが、同じ年に2つの投資枠を併用することはできない。
- （エ）NISA口座を現在開設している金融機関から別の金融機関に変更する場合、変更したい年分の前年の10月1日から変更したい年分の属する年の9月30日までに変更手続きを行う必要がある。

問8

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に耐火建築物を建てる場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料>



問9

固定資産税に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

固定資産税は市町村（東京23区は東京都）が、毎年（ア）現在の土地や家屋等の所有者に対して課税する。課税標準は固定資産税評価額だが、一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）は、住宅1戸当たり（イ）以下の部分について、課税標準額が固定資産税評価額の（ウ）になる特例がある。

1. （ア）1月1日 （イ）200m² （ウ）6分の1
2. （ア）1月1日 （イ）240m² （ウ）3分の1
3. （ア）4月1日 （イ）200m² （ウ）3分の1
4. （ア）4月1日 （イ）240m² （ウ）6分の1

問10

借地借家法に基づく借地権に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、本問においては、借地借家法第22条の借地権を一般定期借地権といい、同法第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

- ・ 普通借地権の初回の存続期間を30年、1回目の更新後の存続期間を10年とした場合、その契約は（a）である。普通借地権の当初の存続期間が満了する場合、借地権者が借地権設定者に契約の更新を請求したときは、（b）、存続期間を除き、原則として従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされる。
- ・ 一般定期借地権は、50年以上の期間を設定し、契約は（c）によってしなければならないとされている。
- ・ 建物譲渡特約付借地権とは、存続期間が（d）以上の借地権において、借地権を消滅させるために、借地権者が借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨の特約を定めた借地権である。なお、借地権者または建物の賃借人で、借地権消滅後に建物の使用を継続している者が請求したときは、借地権設定者との間で建物の賃貸借が成立する。

（ア）空欄（a）にあてはまる語句は、「有効」である。

（イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「借地上の建物の有無にかかわらず」である。

（ウ）空欄（c）にあてはまる語句は、「公正証書による等の書面（電磁的記録による場合を含む）」である。

（エ）空欄（d）にあてはまる語句は、「30年」である。

問 1 1

田村さんは、所有しているマンションを賃貸している。賃貸マンションに係る当年分の収入および支出等が下記<資料>のとおりである場合、当年分の所得税における不動産所得の金額を計算しなさい。なお、<資料>以外の収入および支出等はないものとし、青色申告特別控除は考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 賃料収入（総収入金額）：144万円
- ・ 支出
 - 銀行へのローン返済金額：50万円（元金40万円、利息10万円）
 - 管理費等：15万円
 - 管理業務委託費：8万円
 - 火災保険料：1万円
 - 固定資産税等税金：12万円
 - 修繕費：5万円
- ・ 減価償却費：30万円

※支出等のうち必要経費となるものは、すべて当年分の所得に係る必要経費に該当するものとする。

問 1 2

米田さんは、8年前に相続により取得し、その後継続して居住している自宅の土地および建物の売却を検討している。売却に係る状況が下記<資料>のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料>

取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。
譲渡価額（合計）：5,600万円
譲渡費用（合計）：210万円
※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

問 1 3

布施秀雄さんが保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している下記＜資料＞の生命保険の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、保険金および給付金の支払事由が生じたときにおいて、特約を含む保険契約は有効に継続しているものとし、秀雄さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料 1＞

無配当定期保険特約付終身保険		保険証券番号×××-××××
保険契約者	布施 秀雄 様	◇契約日（保険期間の始期） 20××年×月×日
被保険者	布施 秀雄 様 契約年齢 35歳 男性	◇主契約の保険期間 終身
受取人	[死亡保険金] 布施 咲江 様（妻）	◇主契約の保険料払込期間 30年間
		◇特約の保険期間 10年（80歳まで自動更新）
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料
終身保険金額（主契約保険金額）	200万円	毎回 ××, ×××円
定期保険特約保険金額	2,500万円	
三大疾病保障定期保険特約保険金額	500万円	[保険料払込方法] 月払い
災害割増特約保険金額	2,000万円	
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。		
※180日以内に同じ病気で再度入院した場合は1回の入院とみなします。		

<資料 2 >

終身医療保険		保険証券番号 ×××-××××
保険契約者	布施 秀雄 様	
被保険者	布施 秀雄 様 契約年齢 37歳 男性	
受取人	[給付金] 被保険者 様	
	[死亡保険金] 布施 咲江 様 (妻)	受取割合 10割
		◇契約日 (保険期間の始期) 20××年×月×日
		◇保険期間 終身
		◇保険料払込期間 終身
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料
疾病入院給付金	1日目から	日額 5,000円
災害入院給付金	1日目から	日額 5,000円
手術給付金	1回につき	10万円
※約款所定の手術を受けた場合、手術給付金を支払います。		
通院給付金	1日につき	3,000円
※退院後の通院に限り、通院給付金を支払います。		
死亡保険金		20万円
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は60日、通算限度日数は1,095日です。		
		毎回 ×,×××円
		[保険料払込方法] 月払い

- ・ 秀雄さんが現時点で、肺炎で18日間継続して入院し (手術は受けていない)、退院の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ア) 万円である。
- ・ 秀雄さんが現時点で、初めてがん (悪性新生物) と診断され、治療のため44日間継続して入院し、その間に約款所定の手術 (給付倍率40倍) を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (イ) 万円である。
- ・ 秀雄さんが現時点で、交通事故で死亡 (入院・手術なし) した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ウ) 万円である。

※約款所定の手術は、<資料 1 >および<資料 2 >の保険ともに該当するものである。

問 1 4

小川さんが当年中に支払った保険料等は、下記<資料>のとおりである。下記<資料>に基づく小川さんの当年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、扶養親族や配当金など記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[小川さんが当年中に支払った保険料]

契約	保険種類	契約年	保険料 払込方法	年間正味払込保険料	備考
①	医療保障保険（団体型）	2008年	月払い	48,000円	(注1)
②	介護保障保険	2016年	月払い	60,000円	(注2)
③	個人年金保険	2005年	月払い	120,000円	(注3)

(注1) 毎年自動更新する1年契約のものであり特約の付加および死亡保障はない。

(注2) 死亡保険金額と介護保険金額が同額である。

(注3) 税制適格特約付個人年金保険である。また、当年中に保険料の自動振替貸付制度が適用されており、年間正味払込保険料のうち、30,000円は自動振替貸付により充当された金額である。

[所得税の生命保険料控除の控除額の速算表]

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 90,000円
2. 114,500円
3. 117,000円
4. 120,000円

問 15

下記<資料>の養老保険のハーフタックスプラン（福利厚生プラン）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、当該法人の役員・従業員の大部分は法人の同族関係者ではない。

<資料>

保険の種類	養老保険
保険契約者（保険料負担者）および満期保険金受取人	株式会社A Y
被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	被保険者の遺族

- （ア） 養老保険に入院特約等を付加した場合、株式会社A Yが支払った養老保険部分の保険料の2分の1相当額を福利厚生費として損金の額に算入することはできない。
- （イ） 課長以上の役職者全員を被保険者とする役職による加入基準を設けた場合、職種等に応じた合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められない。
- （ウ） 死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、株式会社A Yは当該契約に係る資産計上額を取り崩し、同額を損金の額に算入する。
- （エ） 役員・従業員の2分の1以上が被保険者となれば、株式会社A Yが支払った保険料の2分の1相当額を福利厚生費として損金の額に算入することができる。

問 1 6

下記<資料>に基づき、真野さんが契約している火災保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、超過保険や一部保険には該当せず、保険契約は有効に継続しているものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

火災保険証券				
保険契約者		記名被保険者		
住所 ×××× ×-××		保険契約者に同じ		
氏名 真野 大輔 様				
証券番号 ××-×××××				
火災保険期間 20××年×月×日 午後×時から		火災保険料 ××,×××円		
20××年×月×日 午後×時まで		地震保険料 ××,×××円		
5年間		保険料払込方法 年払い		
地震保険期間 20××年×月×日から5年間				
保険の対象等				
保険の対象		火災保険：建物、家財 地震保険：建物、家財		
所在地		保険契約者住所に同じ		
構造級別		H構造（非耐火）		
面積		78.60m ²		
建物建築年月		20××年×月		
建物・家財等に関する補償				
事故の種類	補償の有無	建物保険金額	補償の有無	家財保険金額
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	1,200万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
② 風災、ひょう災、雪災	○	1,200万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
③ 盗難	○	1,200万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
④ 水災	○	1,200万円 (免責金額 0円)	○	600万円 (免責金額 0円)
⑤ 破損、汚損等	○	1,200万円 (免責金額 1万円)	○	600万円 (免責金額 1万円)
⑥ 地震、噴火、津波（地震保険）	○	600万円	○	300万円
その他の補償・付帯している特約				
個人賠償責任特約	○	日常生活での賠償事故の補償 保険金額：1億円（免責金額 0円）		

※「補償の有無」について、○は有、×は無を示すものとする。

1. 噴火により、建物と家財が全損となった場合でも、補償の対象とならない。
2. 真野さんの飼い犬が、近所の子どもにかみついてケガをさせた場合の法律上の損害賠償責任は、補償の対象となる。
3. 自宅の車庫に置いていた自動車が火災により損壊した場合でも、家財として補償の対象とならない。
4. 突風により、建物と家財が全損となった場合、合計で1,800万円の損害保険金が支払われる。

問17

西川さんは地震保険の加入を検討している。下記<資料>に基づく西川さんの自宅に係る年間の地震保険料を計算しなさい。なお、西川さんの自宅は岡山県にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,800万円であり、地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額に基づく契約可能な最大額とする。また、地震保険料の割引制度は考慮せず、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料：年間保険料例（地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合）>

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県	730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県	1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県	2,300円	4,110円
埼玉県	2,650円	
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

問 18

伊丹さん（66歳）の当年分の収入および経費は以下のとおりである。伊丹さんの当年分の所得税における総所得金額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<収入および経費>

内容	金額
老齢基礎年金	72万円
遺族厚生年金	114万円
駐車場収入	96万円
駐車場収入に係る経費	18万円

※伊丹さんは、駐車場経営を始めた6年前から青色申告者となっており、帳簿書類の備え付け等により、10万円の青色申告特別控除の適用を受けるための要件を満たしている。なお、この駐車場経営は、事業的規模には該当しない。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

問19

会社員の松尾さんの退職に係るデータが下記<資料>のとおりである場合、松尾さんの退職一時金に係る退職所得の金額を計算しなさい。なお、松尾さんは勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。また、記載のない事項については一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料>

支給される退職一時金	2,200万円
勤続期間	35年10ヵ月

問20

会社員の小谷さんが、配当所得のすべてについて総合課税を選択した場合、下記<資料>に基づく小谷さんの当年分の所得税における配当控除の金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[小谷さんの当年分の給与所得の金額および所得控除額]

給与所得の金額	1,250万円
所得控除額	290万円

[小谷さんが当年中に受け取った配当金]

銘柄	配当金の金額 (税引前)	左記の計算期間	備考
株式会社PA	30万円	12ヵ月	内国法人から受け取った非上場株式に係る利益剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
株式会社PB	23万円	12ヵ月	内国法人から受け取った上場株式に係る利益剰余金の配当である。

[剰余金の配当等に係る配当控除の控除率]

	課税総所得金額等	控除率
①	その年分の課税総所得金額等が1,000万円以下である場合	10%
②	その年分の課税総所得金額等が1,000万円を超え、かつ、課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が1,000万円以下である場合	課税総所得金額等1,000万円以下の部分の配当所得：10% 課税総所得金額等1,000万円超の部分の配当所得：5%
③	その年分の課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が1,000万円を超える場合	5%

1. 26,500円
2. 33,000円
3. 46,500円
4. 53,000円

問 2 1

個人事業主として飲食業を営む大野さん（青色申告者）の当年分の飲食業の財務データが下記＜資料＞のとおりである場合、大野さんの当年分の所得税における事業所得の金額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

売上高（収入金額）	1,560万円
売上原価	480万円
販売費および一般管理費	640万円
青色事業専従者給与	180万円

※青色事業専従者給与は大野さんの妻に対して支払われたものであり、この金額は販売費および一般管理費に含まれていない。

※大野さんは、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。

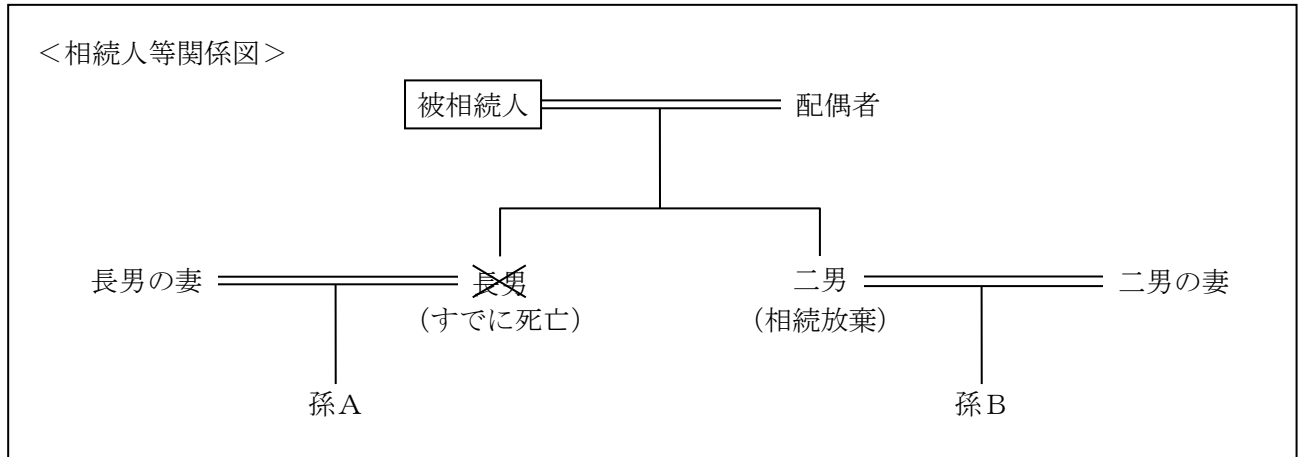
問 2 2

住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、記載のない事項については住宅ローン控除の適用要件をすべて満たしているものとする。

- （ア）住宅ローン控除は、取得した住宅への入居が取得した年の翌年となった場合であっても、取得した年分から適用を受けることができる。
- （イ）当年分の住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合、その差額を翌年度の住民税から控除することができるが、そのためには、市区町村への住民税の申告が必要である。
- （ウ）夫婦が連帯債務により住宅ローンを組んで共有名義で住宅を取得した場合、夫婦それぞれが住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- （エ）住宅ローン控除の適用を受けていた者が、勤務先からの転勤命令により同居家族と共に転居し、家屋を居住の用に供しなくなり住宅ローン控除の適用を受けることができなくなった場合であっても所定の手続きを行い、転勤終了後にその家屋に戻って再び居住の用に供したときは、残りの控除期間について住宅ローン控除の再適用を受けることができる。

問23

下記<相続人等関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に入力しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。



[各自の法定相続分と遺留分]

- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は（ア）である。
- ・ 被相続人の孫Aの遺留分は（イ）である。
- ・ 被相続人の孫Bの遺留分は（ウ）である。

<語群>

- | | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|----------|
| 1. ゼロ | 2. $1/2$ | 3. $1/3$ | 4. $2/3$ | 5. $1/4$ |
| 6. $1/6$ | 7. $1/8$ | 8. $1/9$ | 9. $1/12$ | |

問 2 4

下記の相続事例における相続税の課税価格の合計額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

土地：800万円（小規模宅地等の特例適用後）

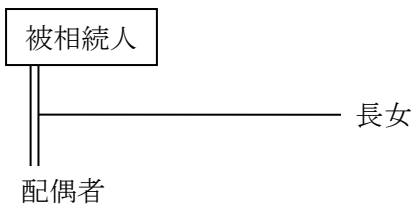
建物：300万円

現預金：1,000万円

死亡保険金：1,200万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：200万円

<相続人等関係図>



※「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前7年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

問25

二木さん（59歳）は当年中に夫から居住用不動産（財産評価額2,800万円）の贈与を受けた。二木さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の当年分の贈与税額を計算しなさい。なお、当年においては、このほかに二木さんが受けた贈与はないものとし、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算するものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

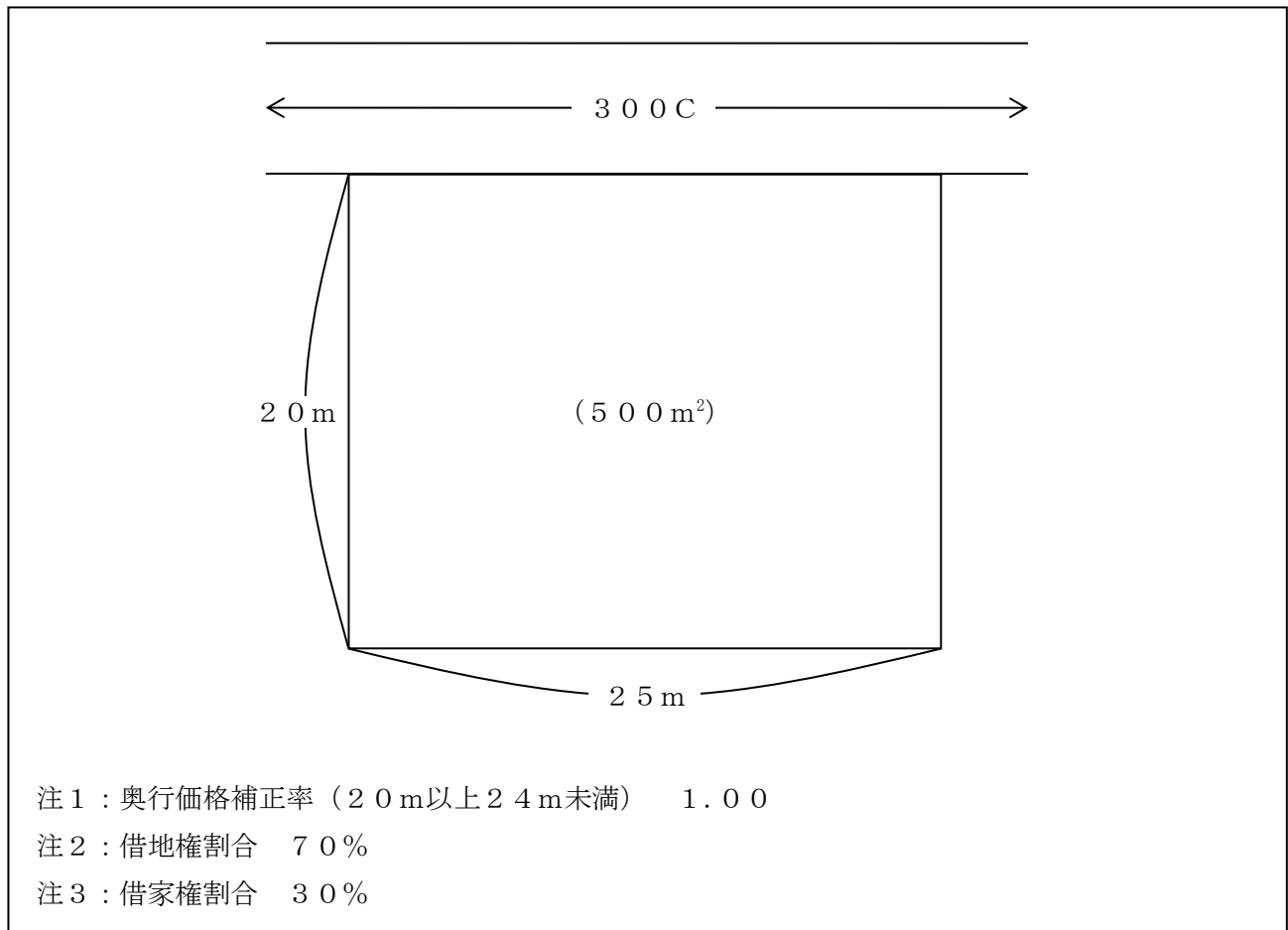
(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

問26

下記<資料>の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額として、正しいものはどれか。
なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>



1. 45,000千円
2. 105,000千円
3. 118,500千円
4. 150,000千円

問 27

配偶者短期居住権に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、記載のない事項については要件をすべて満たしているものとする。

- （ア）配偶者が相続放棄をした場合であっても、配偶者短期居住権は直ちに消滅しない。
- （イ）居住建物の取得者は、配偶者短期居住権を有する配偶者に対し、配偶者短期居住権の設定の登記を備えさせる義務はない。
- （ウ）配偶者短期居住権を有する配偶者は、その後の遺産分割協議により、配偶者居住権を取得することはできない。
- （エ）配偶者短期居住権を有する配偶者が、居住建物の取得者の承諾を得ずに第三者に居住建物を使用させた場合であっても、居住建物の取得者は、配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることはできない。

問 28

島田家が考えている進学プランは下記<資料>のとおりである。下記<資料>に基づく島田家のキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる教育費の予測数値を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[島田家の進学プラン]				
春香	公立小学校 → 公立中学校 → 私立高等学校 → 私立大学			
雄太	公立小学校 → 公立中学校 → 公立高等学校 → 国立大学			
[教育費]				
	中学校		高校	
	公立	私立	公立	私立
年間教育費	50万円	155万円	55万円	100万円
[計算に際しての留意点]				
上記の教育費は基準年の金額とする。				

<島田家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年後	2年後	3年後	4年後
家族・ 年齢	島田 正人	本人	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	京子	妻	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳
	春香	長女	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
	雄太	長男	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
ライフイベント		変動率			春香 高校入学	雄太 中学校入学	
収入	給与収入（本人）	1%	480				
	給与収入（妻）	1%	340				
	収入合計	—	820				
支出	基本生活費	2%	310				
	住宅関連費	—	242	242	242	242	242
	教育費	1%	60				(ア)
	保険料	—	18	18	18	18	18
	一時的支出	—					
	その他支出	—	12	12	12	12	12
支出合計		—	642				
年間収支			178				
金融資産残高		1%	540				

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものをを使用すること。ただし、金融資産残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

問 29

下記は、中村家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<中村家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年後	2年後	3年後	4年後
家族・ 年齢	中村 徹	本人	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳
	麻里	妻	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
	仁美	長女	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
ライフイベント		変動率	仁美 小学校入学			海外旅行	
収入	給与収入（本人）	1%	480				
	給与収入（妻）	—	80	80	80	80	80
	収入合計	—	560				
支出	基本生活費	2%	250				
	住宅関連費	—	192	192	192	192	192
	教育費	—			40		
	保険料	—	18	18	18	18	18
	一時的支出	—				120	
	その他支出	—	12	12	12	12	12
	支出合計	—	522				
年間収支			38		48		
金融資産残高		1%	540	593	(ア)		

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものをを使用すること。

ただし、金融資産残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

問 30

日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸与型奨学金は原則として、学生本人が申込人になる。
2. 奨学金には、進学前に申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」がある。
3. 貸与型奨学金の「第二種」は、無利子である。
4. 給付型奨学金における支給金額は、収入基準に応じて、国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別などによって決められている。

問31

最上さんは、将来の子どもの進学費用の準備として新たに積立てを開始する予定である。毎年年末に40万円を積み立てるものとし、6年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、6年後の合計額はいくらになるか、下記の係数早見表を乗算で使用し、計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<係数早見表 (年利率1.0%)>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問32

榎本さんは、自宅のリフォーム費用550万円をリフォームローンにより返済しようと考えている。今後5年間、年利1.0%で毎年借入当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか、下記の係数早見表を乗算で使用し、計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<係数早見表 (年利率1.0%)>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 3 3

藤原家（高志さんと陽子さん）の現時点の資産および負債が下記＜資料＞のとおりである場合、＜資料＞に基づく藤原家のバランスシートの空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[保有資産（時価）]		(単位：万円)			
		高志	陽子		
金融資産					
現金・預貯金		1,500		300	
株式・投資信託		450		200	
生命保険（解約返戻金相当額）		[生命保険]を参照		[生命保険]を参照	
不動産					
土地（自宅の敷地）		2,400			
建物（自宅の家屋）		720			
その他（動産等）		250		100	

[生命保険]						(単位：万円)	
保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額		
定期保険特約付終身保険A （終身保険部分） （定期保険部分）	高志	高志	陽子	200 2,000	120 -		
個人年金保険B	高志	高志	陽子	-	400		
終身保険C	高志	高志	陽子	400	280		
終身保険D	陽子	陽子	高志	200	120		

※1：解約返戻金相当額は、現時点で解約した場合の金額である。

※2：個人年金保険Bは、据置期間中に被保険者が死亡した場合、払込保険料相当額が死亡保険金として支払われるものである。

※3：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額400万円の災害割増特約が付保されている。

※4：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

※5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

[負債残高]	
住宅ローン	1,120万円（債務者は高志さん）
自動車ローン	70万円（債務者は高志さん）

<藤原家（高志さんと陽子さん）のバランスシート>（単位：万円）

[資産]	×××	[負債]	×××
		負債合計	×××
		[純資産]	(ア)
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問34

杉山さん夫婦はマンション購入に当たり、住宅ローンの年間元利合計返済額を世帯の手取り年収の20%以内に抑えたいと考えている。下記<資料>に基づき、住宅ローンの借入可能額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、計算に当たっては、毎月の返済額は円未満を切り捨て、計算結果は万円未満を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[杉山さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考	年収（手取り）
杉山 信也	本人	33歳	会社員	480万円
亜紀	妻	32歳	会社員	370万円

[住宅ローンの条件]

適用金利年2.5%（全期間固定）、返済期間30年（返済回数360回）、元利均等返済のみ（ボーナス返済なし）

[借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額早見表]

全期間固定金利、元利均等返済（ボーナス返済なし）の場合（単位：円）

返済期間	適用金利		
	2.0%	2.5%	3.0%
25年	4,238	4,486	4,742
30年	3,696	3,951	4,216
35年	3,312	3,574	3,848

※記載されている数値は正しいものとする。

問35

湯川さんは、現在居住している自宅の住宅ローン（全期間固定金利、返済期間30年、元利均等返済、ボーナス返済なし）の繰上げ返済を検討している。湯川さんが住宅ローンを120回返済後に、80万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は80万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

<資料：湯川さんの住宅ローンの償還予定表の一部>

返済回数（回）	毎月返済額（円）	うち元金（円）	うち利息（円）	残高（円）
120	115,050	65,608	49,442	21,124,151
121	115,050	65,761	49,289	21,058,390
122	115,050	65,914	49,136	20,992,476
123	115,050	66,068	48,982	20,926,408
124	115,050	66,222	48,828	20,860,186
125	115,050	66,377	48,673	20,793,809
126	115,050	66,532	48,518	20,727,277
127	115,050	66,687	48,363	20,660,590
128	115,050	66,842	48,208	20,593,748
129	115,050	66,998	48,052	20,526,750
130	115,050	67,155	47,895	20,459,595
131	115,050	67,311	47,739	20,392,284
132	115,050	67,469	47,581	20,324,815
133	115,050	67,626	47,424	20,257,189
134	115,050	67,784	47,266	20,189,405
135	115,050	67,942	47,108	20,121,463

1. 6ヵ月
2. 1年0ヵ月
3. 1年1ヵ月
4. 1年2ヵ月

問36

公的年金等に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、本問においては、「離婚等をした場合における特例」による標準報酬の改定を合意分割といい、「被扶養配偶者である期間についての特例」による標準報酬の改定を3号分割という。また、老齢基礎年金等の年金の受給要件は満たしているものとする。

- （ア）合意分割において、夫婦の協議により按分割合について合意できない場合、当事者双方の申立てがあるときに限り、家庭裁判所が按分割合を定めることができる。
- （イ）合意分割および3号分割の請求期限は、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して3年以内である。
- （ウ）老齢基礎年金を繰下げ受給する場合、年金額の増額率は最大で42%である。
- （エ）65歳到達日に老齢厚生年金の受給権を取得した者が、66歳到達後も老齢厚生年金の請求をしないまま死亡した場合、その者の遺族は、本人に代わって繰下げ申出をすることはできない。

問37

鶴見久明さんの家族構成等は下記<資料>のとおりである。久明さんが在職中に49歳で死亡した場合、久明さんの死亡時点において妻の友恵さんが受け取ることができる公的年金の遺族給付の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、久明さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険の被保険者であったものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

<資料>

氏名	続柄	年齢	備考	年収（前年）
鶴見 久明	本人	49歳	会社員	給与収入540万円
友恵	妻	48歳	会社員	給与収入480万円
彩華	長女	20歳	大学生	なし

※当年3月31日時点のデータであるものとする。

1. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金
2. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算
3. 遺族基礎年金＋中高齢寡婦加算
4. 遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算

問38

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の傷病手当金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句および数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

[出勤状況]

1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)	5日 (土)	6日 (日)	7日 (月)	8日 (火)	9日 (水)	10日 (木)
出勤	休業	休業	出勤	休業	休業	休業	休業	休業	休業

▲
休業開始日

- 傷病手当金は、病気（私傷病）療養のため休業した月の出勤状況が上記のとおりの場合、（ア）から支給される。
- 傷病手当金の1日当たりの額は、次の算式で計算される。
[支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額] × 1/30 × （イ）
- 傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して、最長で（ウ）である。

1. (ア) 8日 (イ) 2/3 (ウ) 1年6ヵ月間
2. (ア) 8日 (イ) 3/4 (ウ) 1年間
3. (ア) 10日 (イ) 2/3 (ウ) 1年間
4. (ア) 10日 (イ) 3/4 (ウ) 1年6ヵ月間

問 39

後期高齢者医療制度に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

運営主体	後期高齢者医療広域連合
被保険者	原則として、以下の①または②に該当する者 ①（ア）以上の者 ② 一定の障害状態にある旨の認定を受けた65歳以上（ア）未満の者
保険料の徴収	（イ）が徴収
一部負担金の割合	被保険者の所得等に応じ医療費の（ウ）

1. （ア）70歳 （イ）市町村および特別区 （ウ）1割または2割
2. （ア）75歳 （イ）市町村および特別区 （ウ）1割、2割または3割
3. （ア）70歳 （イ）都道府県 （ウ）1割、2割または3割
4. （ア）75歳 （イ）都道府県 （ウ）1割または2割

問 40

雇用保険制度に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。

<ul style="list-style-type: none"> ・ パートタイマーとして働いている場合、週の所定労働時間が（ a ）以上で、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用される見込みがある者は、原則として、雇用保険の被保険者とされる。 ・ （ b ）以上の高年齢被保険者が失業し、一定の要件を満たす場合には、被保険者であった期間に応じて、基本手当日額の30日分または50日分相当の（ c ）が一時金で支給される。

- （ア）空欄（a）にあてはまる語句は、「24時間」である。
 （イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「70歳」である。
 （ウ）空欄（c）にあてはまる語句は、「高年齢求職者給付金」である。